

中小企業等 ホームページ作成事業補助金

市の産業を支える多彩な業種業態の市内中小企業に対し、インターネットを活用したホームページの新規作成及び開設に係る初動期及びホームページの変更を支援します。



補助金額

上限 **5** 万円

補助率
1/2

補助の対象となる経費

- ① 新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用
- ② 既に開設しているホームページのコンテンツ変更費用(大幅な変更に限る)
- ③ プロバイダ契約料 ④ サーバー契約料 ⑤ 新規回線加入費
- ⑥ 独自ドメイン取得料 ⑦ ホームページ作成ソフト購入費

注意事項

- ・③～⑦は新たにホームページを開設する場合のみ対象となります。
- ・対象経費はページ作成及びシステム構築に係る費用のみです。(サーバー借上料等は対象外)
- ・交付申請前に支払った経費については対象外となります。
- ・補助金の交付は、年度にかかわらず、新規作成及び変更各1回に限ります。

↓ 申請書はこちらから ↓

赤磐市ホームページでダウンロードしてください。
<https://www.city.akaiwa.lg.jp/jigyousya/shien/2703.html>
※右のQRコードからホームページに移動できます。



詳細は裏面を
ご覧ください

問い合わせ・申請先

○ 赤磐市役所 商工観光課 (〒709-0898 赤磐市下市344)
Tel : 086-955-6175 Mail: syokokanko@city.akaiwa.lg.jp

① 補助金交付対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、以下の（1）及び（2）を満たす方が対象となります。

- （1）市内中小企業者であること（次のア、イのいずれかに該当する方）
 - ア 市内に本店登記を有し、かつ、市内に事業所を置く法人
 - イ 市内に事業所を置く個人事業主
- （2）市税の滞納がないこと

② 申請方法

補助対象事業開始前に必要書類を揃えて、赤磐市商工観光課まで窓口または郵送で提出してください。

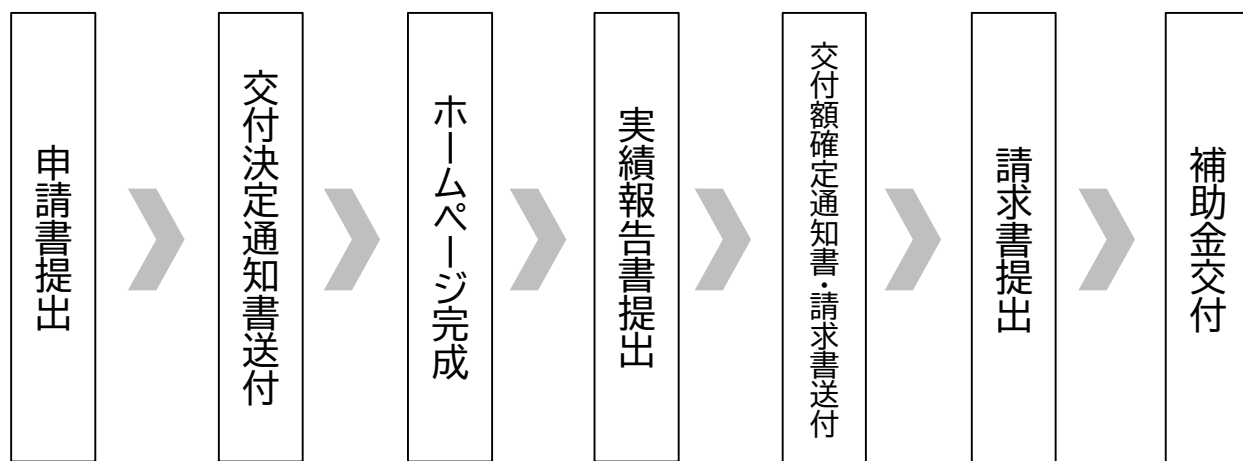
（1）提出書類

- ア 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 市税の完納証明書 ※本庁税務課・各支所市民生活課で発行できます。
- ウ ホームページの作成にかかる見積書の写し
 - ・提出いただいた申請書類及び添付書類などについては、返却いたしません。
 - ・内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

（2）提出先

〒709-0898 赤磐市下市344
赤磐市 産業振興部 商工観光課

③ 交付までの流れ



④ 注意事項

- （1）補助対象事業の内容を変更しようとするとき、または中止しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要がありますので、速やかにご相談ください。
- （2）補助対象事業は年度内に完了させてください。（作成費用の支払も含む）
- （3）書類等の発行に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって申請できるようご協力をお願いします。